

「港湾運送事業の運賃・料金における適切な価格転嫁に向けたお願い」

標記につきまして、昨年「港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について（お願い）」（2024年3月29日）を日本港運協会ホームページ上に掲載し、各港事業者が本書をもって、価格交渉の場においてご活用いただいたものと承知しております。

本年も国交省との連名にて、「港湾運送事業の運賃・料金における適切な価格転嫁に向けたお願い」を発出することとなりましたので、昨年同様にてご活用されるようあらためて申し添えます。

以上

一般社団法人 日本港運協会

TEL : 03-3432-1050 (代表)

TEL : 03-3432-5051 (直通)

2025年4月3日

港湾ユーザー（荷主・船会社）の皆様へ

一般社団法人 日本港運協会

国 土 交 通 省

港湾運送事業の運賃・料金における適切な価格転嫁に向けたお願い

経済界においては労務費、エネルギーコスト、原材料費の上昇に対してサプライチェーン全体での適切な価格転嫁推進や価格転嫁の商習慣定着が提唱されています。

内閣官房及び公正取引委員会より公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023年11月29日）を踏まえ、「港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について（お願い）」（2024年3月29日）を発出致しましたが、港湾運送事業の運賃・料金における価格転嫁は十分なものとは言い難い状況となっております。

また、港湾運送業界においても人手不足が深刻であり、わが国輸出入貨物の99%以上が経由する港湾でのサービス提供を継続し、サービス品質の低下を避けるため、人手不足の状況改善は業界全体で取り組むべき最重要課題と捉えています。

特に、若手世代の入職を増やし、離職率を低減させるためには魅力ある賃金、物価上昇に負けない賃上げが必要ですが、港湾運送事業者の多くはコスト上昇分を吸収するだけの運賃・料金収受に至っておりません。

つきましては、港湾運送業界の現状をご賢察の上、港湾運送事業の運賃・料金における適正な価格改定について格別なご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

[（添付）「港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について（お願い）」](#)